令和６年度（2024 年度）第１回

北海道こども施策審議会次世代成育支援部会

議　事　録

日時　：　令和６年（2024 年）６月 13 日（木）13 時 00 分開会

場所　：　北海道庁別館５階　石狩振興局大会議室

１　開会

●事務局（坂本課長補佐）

　定刻となりましたので、ただいまから令和６年度第１回北海道こども施策審議会次世代成育支援部会を開催いたします。
　私は、保健福祉部子ども家庭支援課の坂本と申します。よろしくお願いいたします。

　まず配布資料の確認をさせていただきます。お手元の次第にございますように、資料１から資料 14 までございます。
　資料の不足等ございましたら、事務局までお知らせください。

●一同

　（不足なし）

●事務局（坂本課長補佐）

　よろしいでしょうか。
　では開会にあたりまして、子育て支援担当局長の堤よりご挨拶を申し上げます。

●事務局（堤子育て支援担当局長）

　保健福祉部子ども政策局子育て支援担当局長の堤でございます。本日は、委員の皆様には、お忙しい中会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から青少年の健全育成につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、道では、昨年６月より青少年や児童虐待防止をはじめ、障がい児支援、保育支援、母子支援など子どもの関連業務を集約いたしまして、組織体制を強化し、また知事をトップとする、「北海道こども政策推進本部」の設置を行ってきたところでございます。
　その中で、青少年に関する事項の審議調査につきましても、昨年度までは「北海道青少年健全育成審議会」が担ってきましたが、本年５月に「北海道こども施策審議会」が設置となりまして、青少年に関する事項については本部会が引き継ぐということになってございます。
　本部会の設置につきましては、後ほど改めて、事務局よりご説明申し上げます。
　また、青少年の健全育成につきましては、「第二次北海道青少年健全育成基本計画」に基づき取り組んでまいりましたが、策定から５年が経過となっています。
　この間、青少年を取り巻く社会環境は、コロナ禍によるライフスタイルの変化や、SNS やスマートフォンの普及など、めまぐるしく変化しており、闇バイトやヤングケアラーなどといった新たな課題も生じております。
　道におきましては、このような社会情勢の変化などに的確に対応し、次代の北海道を担う青少年が、豊かな人間性を育みながら成長できる社会の実現を目指すとと

もに、昨年 12 月に国が示しました「こども大綱」を踏まえながら、様々な子ども施策を総合的に推進する、次期計画の策定を考えているところでございます。
　本日は、現行計画に基づく施策の推進状況をご報告いたしますほか、次期計画の策定について、その基本的な考え方などをご審議いただく予定でございます。
　皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。
　本日はどうぞよろしくお願いいたします。

２　事務局からの説明：部会の設置について

●事務局（坂本課長補佐）

　次に部会の設置についてご説明をいたします。
　資料１をご覧ください。道では、本年４月１日付で、「北海道青少年健全育成審議会」と「北海道子どもの未来づくり審議会」などを統合し、「北海道こども施策審議会」を設置いたしました。
　先月 17 日に開催されました、第１回目の「北海道こども施策審議会」におきまして、子ども施策に含まれる幅広い施策をより具体的、専門的に調査審議するため、こちらの「次世代成育支援部会」と「社会環境整備部会」を含め、11 の部会の設置についてご審議をいただき、原案の通り設置されております。
　「次世代成育支援部会」は、青少年の健全育成等についてを所掌事項としております。「社会環境整備部会」につきましては、有害図書類等の指定について所掌しますが、令和４年度以降、有害図書類等の指定の運用について見直しを行いましたことから、定期的な部会の開催は予定しておりません。
　資料１の部会の設置についてのご説明を終了いたします。

　続きまして、本日ご出席いただいた委員の皆様をご紹介させていただきます。皆様は本年５月７日付で委員に就任をいただいております。

　まず初めに、部会長であります、北海学園大学法学部教授の内山委員です。

　一般社団法人北海道公認心理士協会会長の河合委員です。

　札幌弁護士会、原総合法律事務所弁護士の原委員です。

　株式会社北海道新聞社企画室 CSR 担当の津村委員です。

　日本医療大学総合福祉学部准教授の今西委員です。

　北海道 PTA 連合会副会長の谷渕委員です。

　北海道高等学校長協会総合部会長の吉村委員です。

　公益財団法人北海道青少年育成協会理事の山田委員です。

　一般社団法人北海道子ども会育成連合会事務局長の木村委員です。

　一般社団法人北海道商工会議所連合会業務推進部担当部長の小野委員です。

株式会社 NTT ドコモ北海道支社企画総務担当部長の後藤委員です。

以上 11 名のご出席をいただいております。このほか、本日、北海道市長会事務局次長の田畑委員と、北海道町村会総務部長の熊谷委員が所用により欠席となってございます。

本部会は「北海道こども施策審議会次世代成育支援部会設置要綱」第５条第２項の規定によりまして、委員の２分の１以上の出席を求めております。
本日は委員総数 13 名のところ、11 名の皆様に出席をいただいておりますことから、本部会は成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして道側の紹介となります。虐待防止対策担当課長の野邊でございます。

その他の事務局および関係職員、オブザーバーにつきましては出席者名簿をご覧いただければと思います。

次に本日の会議ですが、会場の都合上、およそ 90 分から２時間程度を予定しておりますので、ご了承願います。
また、本会議は議事録を作成し、公表いたします。
議事録の作成につきましては、部会終了後に事務局におきまして、発言記録を取りまとめ、委員の皆様にご確認いただいた上で公表いたします。

それでは議事に移りたいと思います。

３　審議事項

（１）副部会長の選任について

●事務局（坂本課長補佐）

まず審議事項の（１）副部会長の選任でございます。
副部会長は部会要綱の第３条第５項におきまして、「副部会長は委員が互選する。」と規定されております。
副部会長の選任方法等につきまして、何かご意見はございますでしょうか。

●一同

（意見なし）

●事務局（坂本課長補佐）

ご意見がないということでしたら、事務局からご提案したいと思いますが、よろしいでしょうか。

●一同

（異議なし）

●事務局（坂本課長補佐）

はい、ありがとうございます。
それでは、事務局から提案させていただきます。
副部会長につきましては、一般社団法人北海道公認心理師協会会長の河合委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

●一同

（異議なし）

●事務局（坂本課長補佐）

ありがとうございます。それでは副部会長は河合委員にお願いしたいと思います。

ここからの議事進行につきましては、内山部会長にお願いしたいと思います。

●内山部会長

内山です、よろしくお願いします。
それでは次第に沿って議事を進めさせていただきます。

（２）条例の見直し及び次期計画の策定について

●内山部会長

審議事項（2）「条例の見直し及び次期計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

●事務局（坂本課長補佐）

はい。「条例の見直し及び次期計画の策定について」説明させていただきます。
資料２「こども基本法の制定に伴う少子化対策推進条例等の対応について」をご覧ください。

「検討の背景」ですが、国では、昨年４月にこども基本法を施行するとともに、こども家庭庁を発足させ、同年 12 月にはこども大綱を策定しており、道においては、北海道子どもの未来づくり審議会からのご意見などを踏まえ、こども基本法の趣旨を踏まえた新条例の制定を検討することとなりました。

「対応の基本的な考え方」の表にありますとおり、本年４月に施行した北海道こども施策審議会条例を統合し、「（仮称）北海道こども基本条例」の新規制定を検討しようと考えておりますが、本部会に関係あります、北海道青少年健全育成条例については、規制や罰則など、他の条例との性質が異なるため、新条例との統合は行わない予定です。

次のページは、新条例制定と少子化対策推進条例見直しのイメージ案で、参考までに後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、資料３「次期計画策定に向けた基本的な考え方」につきましてです。

はじめに「１基本的な考え方」についてですが、計画の策定段階ごとに、こども・若者からの意見を聴き、これは局全体で意見を聴く予定としており、ヤングケアラー等の声をあげにくい子どもの意見等も聴くことを予定しておりますが、本部会において調査審議いただきながら、北海道こども施策審議会や道議会における議論などを踏まえて策定してまいりたいと考えております。

（１）構成について、資料の中ほどにイメージ図がございますが、国が３つの大綱を一元化しこども大綱を策定しましたことを勘案し、道においては、青少年健全育成基本計画など３つの計画を統合し、「都道府県こども計画」を作成しようと考えております。

（２）策定のポイントにつきましては、記載のとおり、こども大綱に示された事項を踏まえ、現計画に追加、修正等してまいります。

次のページは、関連計画等の位置付けを表に整理しています。１のこども未来づくり北海道計画及び包含された５つの計画と２の青少年健全育成基本計画、３の子供の貧困対策計画を統合し、一番上にあります「都道府県こども計画」を策定します。

３ページ目は、３つの計画のそれぞれの構成要素を示しています。

資料下段、右側の青少年健全育成基本計画では、「青少年の豊かな人間性を育む環境づくり」、「青少年の自立を促す環境づくり」など、４つの施策の基本方針で構成されております。

次の４ページ目をご覧ください。

次期計画策定に向けて実際に踏まえる内容としましては、「こども施策に関する基本方針」として、「こども・若者の最善の利益を図る」など、「こども施策に関する重要事項」としましては、「こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有」など、「こども施策を推進するために必要な事項」としましては、「こども・若者の社会参画による施策への意見反映」などとしております。

対象期間はこども大綱が概ね５年を目処に見直すこととされていることを踏まえまして、現行計画同様、令和７年度から令和 11 年度までの５年間を計画期間としたいと考えております。

次に、次期計画の策定に向けたスケジュールの想定ですが、７月下旬～８月上旬頃に２回目の部会、10 月頃に３回目の部会、12 月に４回目の部会を開催し、骨子案、素案、案の策定に向けてご審議いただきます。これらの審議内容は、表の右側から２列目に記載しております、道議会各定例会へ報告しますが、資料４の「各部

会における調査審議の進め方」にありますとおり、本部会を始めとして各部会で検討した内容をこども施策部会に報告し、次期計画全体を調査審議する形で進めていきたいと考えております。
　資料４の２ページ目はそれぞれの部会と所掌する計画についての一覧となっています。

　　以上でございます。

●内山部会長

　ただいまの説明についてご意見、ご質問はございますでしょうか。

●一同

　（発言なし）

●内山部会長

　それでは議事を進めさせていただきます。

４　報告事項

（１）北海道青少年健全育成基本計画に基づく施策の推進状況について

●内山部会長

　それでは報告事項（1）「北海道青少年健全育成基本計画に基づく施策の推進状況について」事務局から説明をお願いいたします。

●事務局（大森係長）

　はい。子ども家庭支援課の大森と申します。よろしくお願いいたします。
　私からは、資料５と資料６に基づいて「令和５年度の青少年健全育成基本計画に基づく施策の推進状況」をご説明いたします。

　先ほど、次期計画の策定についてご説明をいたしましたとおり、今後、次期計画の骨子案を作成してまいりますが、それにあたりまして、現行の計画に係る主な指標の達成状況などを皆さまにご報告させていただき、これまでのまとめをしたいと思います。

　まず、資料５の１ページをご覧ください。
　体系図は基本計画に則っているもので、「青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境

づくり」から「青少年の福祉を阻害する行為の防止」まで、４つの基本方針を設けています。
　その右横に、それぞれの基本方針に応じた施策の目標を掲げ、更にその右横に施策の目標に向けた主な取組を記載しています。
　２ページから７ページまでは、基本方針の１つめ「青少年の豊かな人間性をはぐくむ環境づくり」に係る令和５年度の主な事業の取組状況と指標の達成状況を記載しています。
　見方について、２ページは、施策の目標「安心して子どもを育てられる環境づくり」に係る主な取組として、地域の子育て支援サービス等に関する情報提供などを記載し、その下に四角で囲った中に、令和５年度の主な事業の実施状況について、地域少子化対策強化事業費などを記載しています。
　そして、その下に主な指標の達成状況として地域子育て支援拠点の設置箇所数の設定時の値「405 箇所」、現状値の「419 箇所」、目標値の「424 箇所」、といった風に記載しています。
　指標につきまして、現段階で数値が公表されていない、あるいは未集計のものは、「419 箇所」のように令和４年度の数値など、過去の数値を記載しています。
　同じように、８ページから 10 ページは、基本方針の２つめ「青少年の自立を促す環境づくり」、に係る令和５年度の主な事業の取組状況と指標の達成状況を記載しています。
　次に、11 ページ、12 ページは基本方針の３つめ「社会環境の浄化の促進」についての記載、13 ページは基本方針の４つめ「青少年の福祉を阻害する行為の防止」についての記載となっています。
　14 ページ 15 ページは指標を一覧にしたもので、設定時の値と、現状値、目標値がご覧いただけます。
　設定した 32 の指標の内、集計中など、令和５年度の数値がわからない 12 項目を除き、目標値が達成されたものは２項目であり５「男性の育児休業制度取得率」、22「定期的にネットパトロールを行っている学校の割合」となっております。
　また、90%以上 100%未満の達成率となっているものは６項目、80%以上 90%未満の達成率となっているものは３項目、小学校は 80%以上でも中学校は 80%未満というようなものが６項目、80%未満の達成率であるものが３項目となっています。
　なお、集計中などの項目に関しては、「資料６」で毎年の達成状況をご確認いただけますが、令和４年度時点での達成率については、目標値が達成されたもの、90%以上 100%未満であるもの、80%以上 90%未満であるもの、小学校は 80%以上でも中学校で 80%未満というようなもので、それぞれ２項目ずつ、80%未満の達成率であるものが１項目となっています。

　私からの説明は以上となりますが、11 ページ、12 ページに記載の「社会環境の浄化の促進」について、石井から補足のご説明をいたします。

●事務局（石井主事）

　子ども家庭支援課の石井と申します。よろしくお願いいたします。
　それでは、施策の推進状況に関連しまして、令和５年中の北海道の少年非行等の状況と条例に基づく取り組み状況、これらについて、資料７から９を使ってご説明いたします。

まず資料７をご覧ください。こちらの資料は、北海道警察の公表資料に過去５年分の数字を加えたものになります。まず１「少年非行少年の状況」をご説明いたします。刑法犯特別法犯、ぐ犯少年、これらを合わせて非行少年と呼称しています。

道内の非行少年は、令和２年まで年々減少していましたが、令和３年に 10 年ぶりに増加に転じてからは刑法犯、特別法犯ともに３年連続の増加となり、令和５年の総数は 1,375 人になりました。この表の右端に、飲酒や喫煙などで補導された少年、不良行為少年と呼称していますが、こちらも令和５年は前年を上回っています。

上から二段目の表をご覧ください。刑法犯罪種別でみますと、刑法犯のうち半数以上を占めているのは窃盗犯であり、さらにその中でも６割以上を占めているのが、万引きとなっております。令和５年は、この窃盗犯のほか、強盗や強制性交といった凶悪犯、暴行・傷害といった粗暴犯、詐欺などの知能犯、わいせつなどの風俗犯、全ての種別において前年を上回っています。

上から三段目の学職別ですけれども、高校生、中学生、小学生の順で全体に占める割合が高い状態が継続しております。

四段目の不良行為種別ですけれども、令和５年は喫煙が全体の４割を超えており、こちらも全ての種別において前年を上回っています。

続きまして、２「薬物乱用少年の状況」についてご説明いたします。令和５年の大麻、覚醒剤等の薬物で検挙された少年は 68 人であり、前年からは 20 人増加となっております。その大部分は大麻が占めておりまして、全体の約９割が大麻となっております。学職別で見ますと有職少年だけで５割を超えるほか、令和５年は無職少年と高校生の検挙数が逆転し、高校生が多くなっております。

次に３「福祉犯被害状況」をご説明いたします。令和５年の被害者総数は前年と比べて増加し、４年ぶりに 200 人を超えました。そのうち、SNS の利用に起因する被害が５割近くを占めており、下の表の学職別で見ますと、８割以上は中高生が受けている結果となっております。

続きまして資料８の方をご覧ください。こちらは道内の少年非行の状況と、全国の少年非行を対比・比較したものについてまとめたものになります。

まず１「非行少年の状況」ですが、道と全国の非行少年の比較ということで、令和５年については道、全国ともに非行少年は増加しておりますが、10 年前と比較しますと、ともに非行少年は大幅に減少しております。10 年前の平成 25 年の非行少年を 100 とした場合に、令和５年は北海道が 63.6、全国が 42.3 となっております。刑法犯の検挙補導人口のピークから見た場合、北海道は昭和 39 年に 1 万 6,000 人少しであったところ、令和５年については 1,162 人ですので、ピーク時のおよそ 7.2%まで減少しており、全国では昭和 58 年に 26 万 1,600 人ほどであったところ、令和５年については２万 6,200 人程度となっているため、ピーク時のおよそ 10%まで減少しております。

次に２「刑法犯検挙補導少年の人口比」についてですが、こちらは刑法犯の検挙補導人員について、少年人口 1,000 人あたりに占める割合の、毎年の変化を表したものになります。令和３年までは北海道、全国ともに少年人口が減少する中で、同時に検挙人員も減少しておりましたが、令和４年度より北海道、全国ともに検挙人員が増加しているため、人口比も増加に転じています。

次に３「刑法犯犯罪少年と成人の対比」の表ですけれども、これは成人も含めた全刑法犯の検挙人員に占める刑法犯犯罪少年の割合について毎年の変化を表したものとなります。平成 25 年は全刑法犯検挙人員に占める少年の割合が、北海道では

15.4%、全国では 21.5%と、少年が２割前後を占めておりましたが、令和５年については、北海道が 9.5%全国では 10.3%となっており、10 年前と比較しますと減少しております。

最後に資料９をご覧ください。道では北海道青少年健全育成条例に基づき、青少年を取り巻く有害環境の浄化に向けた取り組みを行っており、こちらの資料が令和５年度の取り組み状況となります。

１「有害興行の指定」と、２「有害図書類の指定」についてですが、令和４年度の運用の見直し以降、有害興業、有害図書類ともに指定したものはございません。今後も必要性に応じ、個別指定の検討を行ってまいりたいと思っております。

続きまして３「図書類自動販売機等設置届」についてですが、令和５年度末で把握している台数は全部で２台となります。以前は、これら自動販売機が全道各地に多数設置されておりまして、中に有害図書類が収納されているという状況もございましたが、時代の流れもございまして、現在実際に稼働しているというものについては１台もございません。

４「立入調査」の実施状況についてですが、道においては本庁および 14 の振興局の関係職員のほか、北海道警察や各市の青少年関係業務担当者を立入調査員に指名しておりまして、条例で定める事業者の義務や禁止事項等の遵守について、随時、書店や携帯電話販売店、カラオケボックス等に対する立入調査を行っており、令和５年度の全道における実施件数は合計で 1,657 件でございました。調査の内訳については資料に記載のとおりでございます。なお、夜間立入は夕方の５時半以降の時間に立入りを実施したものを指しております。

資料７から９についての説明は以上となります。

●内山部会長

ありがとうございます。

ただいまの説明についてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

●河合副部会長

すいません、感想のような意見ということになるのですけれども、まずはお伺いしたいことがございます。

資料５の方の、例えばですけれども、２ページ目の下の方の、主な指標の達成状況の部分が特に気にかかりまして、教育の方ではやはり、理想と言ってよいですかね、児童みんなにこんなふうになってほしいという、あるいは環境がみんなにとってこんなふうになってほしいという願いを込めて、目標値の設定が 100%になっているのが、多々見られるところでございます。

これはもう決まっていることのため、次の計画に反映する際の話だと思いますけれども、例えば「地域巡回パトロール」のところ、設定時より令和５年度の方が、値が下がっておりまして、同様のものが他にもございました。

まずは目標値の設定自体がどうであったかというのが一つです。100%というのは、いずれにしても無理だったのではないかというところです。

それから設定時の値、平成 28 年時とか、よりも現状値の方が下がっている項目については、どういう理由でそのようになっているのかという、分析が必要なのではないかと考えたところでございます。
既になさってるのかもしれないですが、一番先に目についたのが、ここ２ページの一番下のところですので申し上げた次第でございます。

それから質問、この場でお答えいただかなくてもよろしいのかなと思うのですけれども、４ページの「道徳教育の根本的改善」ですとか、あと人権のところですとか、具体的に何があったのかなというところ、知りたいと思うところではございますけれども、担当課が違うものと思いますので、つぶやかせていただきました。

また、いじめの件数について、６ページのところです。
これは、やはり指標の達成状況のところを使わせていただくのですけれども、文部科学省調査のいじめの認知件数のうち、解消しているものの割合でございます。
もちろん、文部科学省が出している、いじめの解消の定義に沿って数えてあるのだと思うのですけれども、それがここからは読み取れないかなということ。
それから確か、解消状態が３ヶ月間続いているものが、いじめの解消の定義だったと思いますので、その時点でしっかりと報告が、学校側からのものなのかわからないですが、されているのかということ。
あとは道教委として、その３か月時点で何もなければ、それでもう解消とみなしているのか、あるいは、もっと長い視点で考えているのではないかと思いますので、解消しているものの定義がはっきりすると良いのかなと思いました。目標値の書き方が「認知した全てのいじめが解消されることを目指す」とある、それはもちろんそうだと思うのですけれども、解消している状態が、例えば「１年間は続くこと」とか、何かもっと具体的な目標値の設定があってよろしいのかなと思います。ここだけ目標が表現になっていて、数字が出てきておりませんでしたので。

ほかにも先ほど申し上げました目標値と現状値のギャップが大きいなというところがあり、あるいはかけ離れている感じもいたしましたので、改めてそれを申し上げておきたいと思います。

あとは最後に、資料の 14 ページ、これも一つ例として挙げさせていただこうかなと思ったところでございます。
No.11 の段「基本的な生活習慣の習得」のところで、例えば「体育の授業以外で～」と書かれている指標ですけれども、これも設定値より現状値が低くなっております。このあたりも、目標値どうこうというよりは何でしょう、何かに無理があるのかもしれないなと。すみません、このような言い方しかできませんけれども、その辺やはり分析ができればよいのかなということと、次に目標値を設定するとき、現実的なものというのでしょうか、到達可能な目標値に設定し、かつ指標を具体的にというところ、これはもう次の話になりますけれども、もう一段進むと良いのかなというような感想/意見でございます。以上です。

●内山部会長

ありがとうございます。では事務局の方から何か回答があるものについてどうぞ。

●事務局（坂本課長補佐）

はい、ありがとうございます。
いま、河合委員からいただいたご意見、すぐお答えできないものが多かったものですから、確認いたしまして、皆さんにお答えしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●内山部会長

ありがとうございます。その他はないでしょうか。

●原委員

よろしいでしょうか。

道警の方でも把握されている被害があろうと思います。
子どもの問題というのは、かなり悪化しているのではないかなとみられます。例えば、子どもがどのようにして被害者になってしまうですとか、いろいろあると思うので、そのようなことについて報告といいますか、お話していただくのも一つではないかなと思っております。
性暴力ですとか、子どもをめぐるいろんな問題がこれから出てくるのではないかなと思います。私自身そういった相談に携わったこともあります。子どもの相談業務はかなり大変なところがあります。教育現場でも、学校の先生はかなり大変そうで、いろいろな問題が見落とされているのではないかと懸念しています。道の方でもきっちりと子どもを守れるように、どのようにしたらよいか、いろいろ考えていった方が良いのではないかと思っております。

●内山部会長

ありがとうございます、事務局から何か回答はございますか。

●事務局（坂本課長補佐）

ありがとうございます。今いただきました道警さんですとか道教委さんとの連携の部分、把握できている数字ですとか、または埋もれていないかというところの指標も、今後こちらの方に入れられるのか、そういった数字があるのか等もあわせて確認して、検討していきたいと思います。

●内山部会長

ありがとうございますその他はいかがでしょうか。

●木村委員

少年非行のところで、数字だけ北海道全体として出されてるものですけれども、14 振興局管内別のデータというものはあるのでしょうか。

●北海道警察本部生活安全部少年課（丸山課長補佐）

道警本部少年課の丸山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

道の調査の場合、振興局単位で 14 個あるかと思いますが、大変申し訳ないですが各警察署単位のほか、道警の場合は方面本部が、道警本部も含めて五つのブロックからなっておりまして、北海道全体・方面別・警察署別におそらく三つの単位では考えられるかと思うのですが、振興局の単位とそれぞれがリンクしてないところがあるので、現状その 14 振興局ごとの非行統計というものは出しておりません。

●木村委員

だとすると、それで良いのでしょうかという話になるのですけれども、こちら（道）のデータとは、アンマッチになるということですよね。
今のお話ですと、警察署ごとにあるのであれば、例えば 10 個の署があってそれが同じ振興局の中にあれば、それでデータをとれるということですよね、やろうと思えば。この振興局だとこのような感じですよというように。
単純に数字だけ追いかけると数字がただ動いているだけで、北海道は広いので、振興局ごとの地区の施策みたいなことも、道とリンクして動いていくのだろうと思うと、ざっくり全体で道の数値で言われても、どうなのでしょうといいますか、データを拾うのであればもうちょっと細かく作るべきものという気がしています。

●事務局（坂本課長補佐）

ありがとうございます。今、丸山課長補佐がおっしゃったデータと、我々の 14 振興局の区分けというのが、うまくできるのか検討したいと思います。

●内山部会長

ありがとうございます。

使える形で資料ができていくのは必要かなというふうに思いますので、署と振興局が必ずしもマッチしてない場合もあるでしょうから、どれだけ完全にできるか微妙でしょうけれども、そこら辺は使えるような資料になっていただければなと思います。

他はないでしょうか。

●谷渕委員

私、PTA 連合会から参りましたが、道の PTA の方でも SNS トラブルとか非常に多くて、今回もドコモさんとか来られていますけれども、学校の方に来ていただいて、いろいろ講演会していただいたりもするのですけれども、そういったトラブルの問題もありますし、そもそもこのいろいろな目標値数とか見ていて思うのですけれども、私、長沼町でもこういった役員をしているのですが、アンケートの回収率が非常に低いのですよね。

保護者のアンケートの回収率が悪くて、目標値を出したときに本当にそうなのかなというのを毎回思っていまして、配布したものに対して正直言えば回収率が 20～30%ということもありまして、どれだけ意見が反映されているのかなとか、この資料の 100%というのが結構ありますけれども、どれだけ本当に、回収自体ができているのかなという部分が質問なのですけれども、どのぐらいなのでしょうか。

子どもが答えている分には、学生ですから子どもの回答率というのは、それは回収はされていると思うのですけど、男性の育児とかファミリーサポートとか、何かそういった親が関するようなことというのは、アンケートの回収率はどのぐらいなのでしょうか。

●事務局（坂本課長補佐）

はい、ありがとうございます。

申し訳ありません、このアンケートの回収率も今すぐにお答えできません、こちらも確認し、皆さんにご連絡したいと思います。

●内山部会長

その他はいかがでしょうか。

●津村委員

資料７の非行少年等の状況をみますと、明らかに３年連続増加が続いていて、刑法犯も特別法もともに、また、不良行為少年も増えていて、薬物乱用の状況も、絶対数としては二桁なのでしょうけれども、増えている。

これはあくまでもデータだと思うのですけれども、これが現状を知る一つの数字になっていると思うのですけれども、これについて、道の方ではどういうふうに捉えて、なぜこういう状況になっているのかなというのを、もし、分析というかですね、こういうふうなことが要因かもしれないという、何か考えていらっしゃるところがあれば教えていただければと思います。

●事務局（坂本課長補佐）

ありがとうございます。
この、数が増えているというところ、具体にどうしてこの数が増えたかというところまでの分析は、申し訳ございませんが道として今のところは行ってございません。

●津村委員

これ、多分コロナ禍を過ぎてまた増えているというようなデータの読み方もできるのかなとは思うのですけれども、情報社会になってきている中で、いろんな少年非行犯罪とか、増えてきていることもあるかとは思うのですが、やっぱりどうしてなのかなというところを、ある程度、特定はできなくても、皆さんと共有できるような何か要因みたいなところを、イメージとしてつかめた方が良いのかなと、ちょっと思いましたので質問させていただいたところです。

●内山部会長

ありがとうございます。

道警が持っている情報は道警で分析していただいて、ただ、道も道の方で独自に持っている情報があるのだろうと思うので、そちらに基づいて、道警と道の方で連携して、分析を進めていってもらうと、施策の充実とかにも資するのかなというふうに思いますので、そちらの方の分析もしていただいて、できる範囲でそれを道民と情報共有できればいいのかなというふうに思いますので、ぜひやっていただければと思います。

では、もし他にございましたら、後で少しお時間を取らせていただきたいと思いますので、先に進めたいと思います。

（２）北海道青少年健全育成条例改正に基づく立入調査員要領の一部改正について

●内山部会長

（2）「立入調査要領の改正について」事務局からお願いいたします。

●事務局（瀧本主事）

子ども家庭支援課次世代成育支援係の瀧本です。

私からは、資料 10 と 11 について、ご説明させていただきます。
北海道青少年健全育成条例の改正に伴う、立入調査要領の改正についてです。

書面で開催いたしました、令和５年度第２回北海道青少年健全育成審議会の中で、北海道青少年健全育成条例について、２点、改正予定である旨を説明しておりました。

１点目が、審議会の統合に伴い、これまで設置していた「北海道青少年健全育成審議会」を廃止するとともに、有害図書類類の指定等に係る諮問先を新審議会に変更したことです。

２点目が、民法改正にて成年年齢が「20 歳」から「18 歳」に、女性の婚姻適齢が「16 歳」から「18 歳」になったことに伴い、成年擬制の規定が削除されました。北海道青少年健全育成条例における「青少年」の定義では、上記成年擬制に係る文言を引用していたことから、当該部分を削除いたしました。

こちらの条例は、既に改正を行い、令和６年４月１日付けで施行しております。条例の新旧対照表については、資料 11 の【参考】として掲載いたしましたので、ご確認ください。

立入調査要領の改正は、条例の２点目の改正である、成年擬制の文言の削除に伴い行いました。

要領に関しましても、条例同様に当該文言を削除し、「青年の定義」について、「青少年（18 歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。）」から「青少年（18 歳未満の者をいう。）」に一部改正しております。

本要領の新旧対照表は資料 11 のとおりですので、ご確認ください。

また、本要領は令和６年４月１日付けで改正を行い、同日に施行しております。

私からの説明は以上です。

●内山部会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見ご質問はございますでしょうか。

●一同

（発言なし）

●内山部会長

では次の議事に行きたいと思います。

（３）青少年を取り巻く環境の変化と課題について

●内山部会長

次は（3）「青少年を取り巻く環境の変化と課題について」事務局から説明をお願いいたします。

●事務局（大森係長）

はい。私から資料 12 に基づきまして、現行の計画を策定する際に整理しました、青少年を取り巻く環境の変化と課題についてご説明いたします。

「北海道青少年健全育成基本計画」については、第１次計画が平成 20 年に策定され、一部改訂を経て、第２次計画が令和２年に策定されました。
計画の期間である５年が経過することから、令和７年度に向けて、これから第３次計画を検討していきますが、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」などと統合が予定されています。

１ページの下段に、第２次計画を策定する際に整理しました、青少年を取り巻く環境の変化と課題を載せています。青少年を巡る社会環境の変化としまして、「少子化」から「消費社会の変化」までの５項目を、青少年を取り巻く課題としまして、「いじめ」から「ひきこもり」までの９項目を挙げています。
その右横には、こども大綱に記載されている課題を本文から抜粋して記載いたしました。喫緊の課題としては、「少子化」、家庭を巡る課題として、「世帯構造」「児童虐待」などが挙げられます。
次の２ページ目には、現行の計画から、「少子化」から「消費社会」の変化までの５項目に係るそれぞれの記載を抜粋いたしました。
３ページから４ページには、「いじめ」から「ひきこもり」までの９項目に係る記載を現行の計画からそれぞれ抜粋しています。ヤングケアラー支援など新たな要素や古い要素を精査し、こども大綱を踏まえて次期計画を検討してまいりたいと考えています。

ご参考までに、次にグラフの資料を用意したので、ご覧ください。
１枚目の「道内の出生数の推移」、２枚目の「道内の 18 歳未満の人口」はいずれも減少し続けています。
３枚目の「道内の年齢別人口構成比」の推移からも、少子高齢化の状況が確認できます。
６枚目では、「スマホの保有状況」について載せています。緑色の折れ線グラフが道内の中学３年生、オレンジ色が道内の小学６年生で、いずれも全国とほぼ変わりない線を描いて増加していることがわかります。
７枚目には「自画撮り被害の少年数」の状況がありますが、人数が上がったり下がったりしている状況となっています。
８枚目の「福祉犯の検挙人数」は減少傾向となっています。
９枚目に、「刑法犯少年の検挙補導人数」等を載せておりますが、全国および道内ともに、補導人数が減少していましたが、令和４年に若干の増加に転じています。
最後に「児童相談所での虐待相談対応件数」を載せています。速報値では、全国的に増加しておりますが、道内は、令和３年度から４年度にかけて、減少をしています。

私からの説明は以上です。

●内山部会長

ありがとうございます。
事務局から、来年４月をスタート時期とする、第３次の計画をこれから策定するにあたって、現行の計画に記載された、青少年を取り巻く環境の変化と課題の各項目について説明がありました。
現時点での課題などを確認し、こども大綱を踏まえつつ新たな要素を追加し、古い要素の見直しなどをしていきたいとの説明があったかと思います。
皆様それぞれのお立場からご意見ご質問を承りたいと思いますがいかがでしょうか。

●今西委員

はい、すみません質問させていただきます。
資料３のところでも、少し触れられていたところの「こども・若者からの意見を聴き」というところで、第３次計画でヤングケアラー支援の部分の内容を盛り込むというところだと思うのですけれども、この「意見を聴く」というところに、当事者の子どもや若者の意見は、どのように進めようかなとか、聞く方針というのはもう既に決まっているのかどうかお伺いしたいです。

●事務局（坂本課長補佐）

はい、ありがとうございます。
今おっしゃっていただいた子ども・若者からの意見は、特に困難を抱える方々からのご意見の聞き方というのも、我々もまだ考えているところでして、特にヤングケアラーの方というのは、自ら手を挙げて自分がヤングケアラーですと言ってくれる方はなかなかいらっしゃらず、そういった方の把握についても、関係機関と連携して、どういったところにそういった方がいらっしゃるか、聞いた際にちゃんと答えてくれるのかという部分、詰めながら、これからにはなるのですけれども検討していきたいというふうに考えております。

●今西委員

はい、ありがとうございます。

ヤングケアラー関係で、私がこちらに来ているところもあると思うのですけれども、道内でいわゆる相談の窓口が作られているというところの実態が、まだ、その後調査であったり把握もされてないところもあるので、その辺りを別の方のいわゆる部局とも協力しながらやるということで、迅速に進められるといいのかなと思っております。
ただ一点だけ、北海道と各自治体というところでの、先ほどの質問でもあったと思うのですけども、やはり道としての方針と、各自治体がどう進めていったらいいのかというところの部分で、うまく噛み合わせができるような形で意見集約と発出

するという形ができるといいのかなと思っていますので、またそのあたり、いろいろと私も考えていきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

●内山部会長

はい、ありがとうございます。その他はいかがでしょうか。

●河合副部会長

文言の話になるのかなと思うのですけれども、現行計画からの抜粋で、例えば資料 12 の３ページ「いじめ」のところ、いじめ発生の原因についてこのように書かれておりますけれども、ここはこのままでいくのかというところですとか、それから「不登校」については「要因となる場合があります」みたいな書きぶりになっていますけれども、５年経って、これは「いじめ」もですし「不登校」もそうですし、実は「自殺」のところも同じように申し上げようと思ったのですが、この５年間の間にわかってきていることが反映されている表現になると良いのかなというふうに思っております。

それは単なる表現ではなくて、考え方って言ったら良いでしょうか、そこに繋がることになろうと思いますし、考え方が変わると対応、対処の仕方というのでしょうか、取り組みの仕方なども変わっていくのかなと思いますので、述べさせていただきました。

●内山部会長

ありがとうございます。その他のご意見等はございますでしょうか。

●河合副部会長

今、どういうレベルの、どこに関する意見を求められているかが捉えきれておらず、先のようなことを申し上げましたが、おそらく今後、また意見というでしょうかね。述べさせていただく機会があるのだと思うのですけど、そもそもの 15 項目ありましたが、その枠組みでいいかどうかについての意見を求められたわけではないですよね。

●内山部会長

基本的には、幅広くということでよいのでしょうか。

●事務局（坂本課長補佐）

幅広くいただければと思います。今出ております、この第２次計画でお示ししている９つの課題。これが今のこども大綱では異なっているのですが、これは取り入れたものがいいですとか、これはふさわしくないですとか、ここにあるもの以外にもこういった課題がある等ご意見いただければですね、検討していきますので。

●河合副部会長

それは今日のこの場でということになるでしょうか。そこまで準備をしてきていなかったものですから。

●事務局（坂本課長補佐）

いえ、今ということではなく後ほどでも。

●河合副部会長

後ほど、あるいは次回のということでよろしいですね。
枠組みのところ、前回のこの計画ですかね、作るときにも参画させていただいたものとして、次はこういうところがあればというもの、当時、５年前はこれでということであったと思いますので、次のことであれば違う部分があってもいいのかなというふうに思うので、今みたいなことを述べさせていただきました。以上です。

●内山部会長

随時、もしお気づきになった点があれば事務局の方に言っていただければそちらも反映していただければなと思いますので。よろしくお願いいたします。

●事務局（堤子育て支援担当局長）

今回ですね、５年間で次の第３次の計画を作るにあたって、まず、資料 12 で課題だとか、変化の項目立てを見ていただいて、さらに５年前の書きぶりを見ていただいて、次回、皆さんに素案といいますか、考え方をお示しするのですけれども、その中で５年前と、もう環境が大きく違うのだから何かこういう視点を加えた方がとか、皆さんのご専門の立場から加えた方がいいのではないかというようなことをですね、事前にいただければと。第２回で示すときに、そういったことも加味して、考え方を私どもで整理していきたいと思い、そのために今回は本当に基本的な大枠の考え方のところ、皆様からご意見をいただければいいなと思い、すみません曖昧なところではあるのですけれども、今回はあまり何かにとらわれることなく、５年前と比較してのご意見をいただければなという場でございます。
なので、河合委員からの意見もいただいた上で、環境も変わってきていると。「いじめ」にしても「不登校」にしても「自殺」にしてもその他のところについて

も、そこは表現、要因分析加えながらですね、これからまた詰めたいと思っております。

●河合副部会長

私が気にかかっているのが、ちょっと自分で資料を出せていないのですけれども、そういう細かなところ書き上がっているものとは別に、そもそもの枠組みのところと言ったらいいでしょうか。そこについても多分、事務局の方でご検討されて素案が出てくるものというふうに思っているところなのですけれども、それをその素案ができる前の段階で事務局に何か、意見なりなんなり思うところ書き送らせていただいてもよろしいという、そういうことでございますか。

●事務局（堤子育て支援担当局長）

そのとおりです。

●河合副部会長

わかりましたありがとうございます。

●山田委員

私もいつどこで言ったらいいのか、よくわからない状態だったのですけれども、最近、いじめとか不登校のことで十勝の会議に行くことがありました。それは先生たちの会議で、その中ですごく思ったことがあったんです。たまたま道新か何かで、子どもが思うことと教員や大人が思うことの、いじめだとかそういうことに対してのギャップという記事が出た頃に、たまたま会議がありました。北海道の教育局の方も確か見えられていたと思うのですけれども、そのギャップはどこから生まれるのかなと、個人で一生懸命考えていた矢先に、各学校で何月何日までにこういうようなアンケートを取ってください、というような行動計画を立てていたらしく、それで対策をしていこうという相談だったらしいのですけれど、そのときにいじめが良いことか悪いことかみたいなアンケートで、私もどれがいじめでどれがいじめじゃないのかわからないぞと思っているのですけど、でも先生たちは一生懸命考えていると思うし、一番簡単な聞き方だったのかなと思ったりもするのですけど、そういうギャップはどこから生まれて、どうやって解決したらいいのかなと、ずっと考えていました。

やっぱり、そういう大人の、地域の人材を育てるということと、そういうことに特化した、今度は全部の先生にそういうことを考えてほしいですけど、特化したアドバイザーなり、カウンセラーなりを、どうにか全部の小中高とか幼稚園とかそういうところに、とにかく早く置かなきゃ駄目だなとすごく思っています。だから、そういう人材育成の文言をどこかに必ず入れてもらいたい。

そして、幼稚園からもう既に、いじめとかが始まっていると思うし、わからない

うちにもうやっていると思うのです。私も地域の人として、幼稚園や小学校に出入りすることがあるのですけれども、そのネットってどこかなと。インターネットでYouTubeをいつも見ているという幼稚園の子が、何を見ているのかと聞いたら、こういうものを見ていて、こう面白いのだと説明してくれる。でもこの面白いというのが、ある人からしたらいじめで面白いだったり、でもそれを全然悪いこととして捉えてなく、世の中の普通として捉えていると思うのです。だからそういう、ネットの情報だとかをもっと精査してほしいし、道とか、あるいは幼稚園とか学校だとかどこでもそうですけど、そういう指標みたいなのもあっていいのかなと思ったりもしますし、大人の人材育成とともに、子ども自身にも、もっと平等だとか尊厳だとか、大事なものとか、性教育だったり人権の問題を、行事とか何かの中でも、学校の授業のように、どこかに必ず組み込むようなシステムを考えてみてほしい。その方向性をどこかに入れられないかなと思っております。

●内山部会長

はい、ありがとうございます。

私も感じましたけど、これまでの計画は結構トピックごとにこの問題、この問題、というふうに挙げられているかと思いますけれども、こども大綱の方だと、例えば学校を巡る課題みたいなところで、教職員の多忙化とか不足とかいう問題になっていますけれども、こういう施策をやる際に、その実施体制とか支援体制みたいな、全体に関わるような問題も一つ問題としてはあるのかなというふうに思いますので、そちらの方も項目として取り上げるなり何なりしていくと、問題横断的なものもあろうかと思いますので、「いじめ」とか「不登校」とか「自殺」とか「引きこもり」とかって、結構横断的にやっていくといいますか、トピックごとに対処すれば良いというよりは、繋がっている問題だと思いますので、学校の体制の問題ですとか、あるいはその学校をどう支援していくかみたいな問題とかもあろうかと思いますので、そういう総論的なところも少し入っていくといいのかなという感想を持ちました。

その他何かございますでしょうか。

●木村委員

こども大綱ってこうですよという説明が、確か年齢別ぐらいでわかれて４パターンぐらいでマニュアル化された、説明された文章が作られているはずです。

私も子どもの関係のもの一つと、それから高校生が見るだろうなというもの一つとを見て、こういうのを国では作っているのだなというふうにまず理解しました。中身はまだ全然読み込めてないのですけど。それで、それが出たことを受けて、ちょっと知り合いに、学校の先生でいうと小学校の先生と高校の先生に、こんなの決まったよねと、こども大綱という説明の文書もあるのだけど、職場でその話が出ているかとか、あるいは子どもたちにそれを話す機会はあるのかという話を聞いたら、職場では話が出てない、それ自体も知らない。それからこども大綱というその説明書みたいなものあるのだけど、これってどうやって取り扱うのかと聞いたら、多分クラスに配って終わりだという話だったのです。

中に書いているものは多分、こども大綱の説明書の中の、基本事項のページをめくったところに出てくる基本的な方針のところの説明が書いてある部分で、年齢別に合わせて噛み砕いて書いているものなのですけども、これなくして、ここの論議、要するにこの第３次の基本計画には反映できないのではないかなという気が若干しています。というのも、国の大綱があって動いている、大枠で言えばですけれども、国の大綱があって、都道府県が検討し、教育大綱なりこども計画を作り、市町村が、その道が出してきたこども計画に合わせて、市町村の教育大綱を作ったり施策を作ったりする動きみたいな理解をしています。だとすると、道で出すときに、先ほど内山委員が言われたように、この個別の問題を言うのは大事なのですけれども、総体として何なのかというのがないと、ちょっと伝わらないといいますか、大事なのは何なのだろうかと。例えば「いじめ」の問題大事ですけれども、そこが総体ではないでしょうと思います。主権の問題なのではないかとか、人権の問題なのではないかというところになる、こども大綱を読むとそう読めるのですよね。虐待、いじめ、暴力等から子どもを守り救済すると書いてあるところが、タイトルは主体としての認識ということで書いているので、もう明らかにその人個人を認めましょうということだと思います。何かそういうような訴え方をするようなものができるといいなというふうに思いました。

この第２次基本計画のことは、反省材料としてといいますか、検討材料として分析は大事だと思うのですけれども、より進めるのであれば第３次の基本計画をどんどんやっていかなければならないし、後で言おうかなと思っていましたが、５年でいいのですかということを考えています。これだけ、時代が動いていると、皆さん言うにもかかわらず、５年ですかと思っています。３年、あるいは５年でも３年目をもって見直すとか２年目をもって見直すとかぐらいの方がよくないですかと思っていて、というのも、この資料 12 の、変化と課題というタイトルを書いているところに、第１次計画が 2008 年からで、一部改定まで７年かかっていて、第２次計画ができるまでは 12 年かかったのですよね。その次、第３次計画まで５年となっているので、だとするとこれ、短くなったのは時代にだんだん合わせてきているのだなと思うと、この令和７年からの５年は長すぎませんかというのを、ご検討いただけるのかどうかわからないですが、国の施策との絡みもあるので簡単にはそうはできないとは思うのですけれども、何かもっと北海道独自でやってもいいのではないかなという気がしています。

●内山部会長

はい、ありがとうございます。その他ございますでしょうか。

●今西委員

いろいろとご意見等を伺いながら、こども大綱が十分なところと、まだまだ不十分なところも中にはあるというところを踏まえた上で、北海道がどうやっていくかというところが、広いので、やはりそういったところからすると、いろんな問題がその自治体ごとに違うというところを見据えた上で、この基本計画というものを広げておくといいますか、作っておくというようなことができるといいのかなと思う中で、いろんな問題があるといっても、例えば困難を有する子どもを支援するとな

ったときに、外国籍を持っているお子さんが、札幌にはこれぐらいいるけれども例えば本当に日高管内とかそちらの方行くともうちょっと実は多いとか、そんなところもあったりすると思います。そのあたりをやはり網羅できるような基本計画を作り、それを自治体に下ろして、自治体がうちの自治体ではここを特出してやろうみたいなことができるようなものがあるといいのかなと。前回出ていないので勝手に言っちゃうみたいな感じですけれども、そういったところを一つやっていく中で、私自身が児童相談関係の方にいたこともあるので、最近で言うと本当にケアリーバー（社会的養護を経験した子たち）の人たちも、いわゆる困難を有する方にもなりますし、あとは本当に最近の大学生もそうですが、若年女性というか、若い子どもたちが夜いろんなところに居場所がないからウロウロしてしまうみたいなことも、札幌だからあるけれども実は地方でもあるのではないかなというところも含めていくと、やはりそういったところを網羅できる計画というところで、何の困難を有するのか、何を軸とした計画にするのかというところを、もう少し現代に合わせてやっていくというようなところがあるといいのかなと思っております。

私が領域としてやっている内容で、社会的養護を退所した子どもたちも、半数以上は障がい者手帳を持っていたりする、そうなると就労となったときに、やはり障がい福祉とリンクしていかないといけないですし、どこに行くか、例えば札幌とかですね都市、そういう場所にやはり行き着いていく、子どもたちの移動というところも含まれてくるので、そういったような子どもたちがいろんな大人を頼って、どこの街に移っていくのかなということを見ていると、北海道もその自治体によって考えなければいけない課題というのは様々あるというところ、風呂敷を広げるではないですけど、計画の中に、こんな子もいますしこんな子も支援しましょうできますよというようなところがあるといいかなと、展望を含めて発言させていただきました。

●内山部会長

ありがとうございます。その他はどうでしょうか。

●一同

（発言なし）

●内山部会長

では事務局の方では、今まで出ました委員の意見を踏まえて次期計画を検討していただければと思います。

それでは議事を通しましてご意見ご質問はございますでしょうか。

●北海道警察本部生活安全部少年課（丸山課長補佐）

道警本部の丸山です。
先ほど津村委員から非行少年の増加に関してお話がありましたので、少し補足させてください。
非行少年の増加は、先ほどお話あったように様々な要因があると思われまして、一言でこれだということは難しいところかと思われます。
ただ、道内で少年による大麻の検挙者が増加している状況があり、これは全国的にも同様の傾向があるところですが、その一つの理由として、インターネットの影響というものがあるのではないか、と考えているところでございます。
ネット上では、大麻がタバコより害が少ないなど、誤った情報も出回っており、子どもたちがそういう情報を見て、誤った知識を持ってしまうことも一つの要因かと考えられます。
ネット上の問題に関しては、大麻の問題だけではなく、性被害の問題など諸々あると思われますので、これら問題に対応すべく、警察も引き続き、非行防止教室等を行っていく必要があると考えているところでございます。

●　内山部会長

ありがとうございます。その他ございますでしょうか。全体通して。

●一同

（発言なし）

●内山部会長

ないようでしたら、事務局の方からの説明事項はございますでしょうか。

●事務局（坂本課長補佐）

はい、次回の部会の日程のご案内ですけれども、７月もしくは８月頃の開催を予定しておりますので、近くなりましたらまたご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

●内山部会長

これで本日の予定の議事は終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

５　閉会

●事務局（野邊虐待防止対策担当課長）

内山部会長、河合副部会長、委員の皆様、長時間にわたりご審議ありがとうございました。
いただいたご意見につきましては、今後の施策に反映、あるいは計画への反映を含めて、検討させていただきたいと思っております。
あと、様々幅広い部分のご意見だったものですから、今回のこの部会は、基本的には青少年の計画の引継ぎの部分について、主にご審議していただきたいということではございましたが、それ以外の部分につきましても関係部署にご意見を伝え、反映するなどの対応を検討したいと考えております。

それでは引き続き、部会の方、どうぞよろしくお願いします。

●事務局（坂本課長補佐）

以上をもちまして、令和６年度第１回次世代成育支援部会を終了いたします。
本日はお忙しい中本当にありがとうございました。

以　上